

高齢者向け給付金

（年金生活者等支援臨時福祉給付金）

●対象 次の要件全てに該当する方▼平成27年1月1日時点で立川市に住民登録がある方

▼昭和27年4月1日以前生まれの方▼平成27年度市・都民税（均等割）が課税されていない方

ただし、市・都民税（均等割）を課税されている方が扶養親族として届けている場合や生活保護受給者等の場合は、この給付金の対象外です。

●給付額 対象者1人につき3万円（1回限り）

●申請 4月21日（木）に、対象と見込まれる方に申請書を発送します。同封の返信用封筒（切手不要）をご利用ください。

●受付期間 4月25日（月）～7月29日（金）

●給付時期 6月中旬以降
なお、審査の結果、給付されないこともあります。
問立川市臨時福祉給付金コールセンター ☎（595）6022



都市計画道路の整備方針の策定

都、特別区、26市2町は「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」を策定しました。本整備方針では、平成28年度～37年度の10年間で優先的に整備すべき路線などを示しています。くわしい内容は、都ホームページ http://www.toshisei.metro.tokyo.jp/kiban/tokyo/ken_kohyo.html、市ホームページ、都民情報ルーム（都庁第一庁舎3階）、市都市計画課（市役所2階73番窓口）で

平成28年度 国民年金保険料をお知らせします

平成28年4月分～平成29年3月分の国民年金保険料は、月額16260円です。保険料の納め忘れがあると、将来受け取る年金が少なくなるだけでなく、年金が受けられなくなる場合もあります。保険料は日本年金機構から送られる納付書で、金融

機関、郵便局、コンビニエンスストアで納めてください。また、クレジットカードやインターネットなどを利用しての納付や割引制度がある口座振替もご利用ください。

平成28年度国民年金保険料と割引額		
支払方法	保険料	割引額
納付書（毎月）	16,260円	0円
口座振替（通常）		
毎月（翌月振替）	16,210円	50円（月額）
口座振替（早割）		
毎月（当月振替）	96,770円	790円（半年）
納付書半年前納（前期・後期）	96,450円	1,110円（半年）
口座振替半年前納（後期）	191,660円	3,460円（1年）
納付書1年前納		

▶口座振替による後期前納の振替日＝10月31日
▶納付書による1年前納・半年前納（前期）の納付期限＝5月2日

行政不服審査制度が変わりました

行政不服審査法の改正により、行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為に関する不服申立ての制度が改正されました。主な変更内容は「行政処分等に対する審査請求期間を3か月に延長」「裁決の判断の妥当性をチェックする行政不服審査会の設置」などです。

市の行政処分等に対する審査請求手続きなど、くわしくは市ホームページをご覧ください。
問文書法政課・内線2616

「災害時における物資供給に関する協定」を締結

市は、災害時における物資確保の一環として、株式会社マツモトキヨシと「災害時における物資供給に関する協定」を結びました。

この協定は、市内において災害が発生した際、市の要請に応じて、協定相手先が物資の供給に協力するというものです。

なお、災害に備え、各家庭でも食糧や水、防災用品などの準備を心がけましょう。

問防災課・内線2531

YouTube

立川市動画チャンネル

市からのお知らせ、イベント、観光などの情報を配信中！

問広報課・内線2744



市税等の滞納処分により差し押さえた財産について「インターネット公売」を実施します。くわしくは市のホームページをご覧ください。問収納課・内線1259